

埼玉県スポーツアプリ作成及びデジタルスタンプラリー等観戦促進業務委託 企画提案競技実施要領

1 委託業務名

埼玉県スポーツアプリ作成及びデジタルスタンプラリー等観戦促進業務委託

2 委託業務内容

埼玉県には、数多くのプロ・トップスポーツチームがあることから、これらのチームや選手の情報を発信する機能を持ったWEBアプリ・スマートフォンアプリ（以下「本件アプリ」という）を開発し運用することにより、県内外の人々のスポーツへの興味・関心を喚起する。さらに、本件アプリを活用したデジタルスタンプラリー等の取組を行うことにより、現地観戦を促す。

※ 詳細は別紙「埼玉県スポーツアプリ作成及びデジタルスタンプラリー等観戦促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 予算額

14,000,000円

※ この金額は本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、この範囲内で予定価格を算定する。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 主たる事務所が所在する都道府県における、法人都道府県税及び法人事業税に係る滞納がないこと及び国税に係る滞納がないこと。
- (6) 過去3年間に、本業務委託と規模を同じくするWEBサイトまたはスマートフォンアプリケーションの構築・運用・保守の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

6 スケジュール

実施要領掲載	令和6年5月16日(木)
質問受付	令和6年5月16日(木)～5月21日(火) 17時
質問への回答	令和6年5月24日(金) 17時まで
参加申請書受付	令和6年5月16日(木)～5月28日(火) 17時
企画提案書受付	令和6年5月16日(木)～5月30日(木) 17時
第1次審査	令和6年5月30日(木)～6月4日(火)
第2次審査	令和6年6月5日(水)～6月7日(金)
契約先候補者決定	令和6年6月上旬予定

7 質問事項の受付及び回答

実施要領及び仕様書の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

別紙「令和6年度埼玉県スポーツアプリ作成及びデジタルスタンプラリー等観戦促進業務委託に係る企画提案競技に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、電子メールで以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

電話：048-830-6959(直通)

メール：a6940-03@pref.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年5月16日(木)～5月21日(火) 17時

(3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和6年5月24日(金) 17時までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

8 企画提案競技参加申請

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、予め参加申請を行うものとする。

(1) 提出方法

別紙「企画提案競技参加申請書」(様式第2号)を記入し、電子メールで以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

電話：048-830-6959(直通)

メール：a6940-03@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期間

令和6年5月16日(木)～5月28日(火) 17時

9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出方法

実施要領「10 企画提案書等」に示す書類を電子メールで、以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

電話：048-830-6959（直通）

メール：a6940-03@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期間

令和6年5月16日（木）～5月30日（木）17時

(3) 留意事項

ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

ウ 参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は提案者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

オ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

10 企画提案書等

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 企画提案書（A4 横で作成、様式は任意）

仕様書の内容を踏まえ、以下の構成とすること。

ア 表紙

（ア）表題（埼玉県スポーツアプリ作成及びデジタルスタンプラリー等観戦促進業務企画提案書）

（イ）応募者の住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、メールアドレス

イ 目次

ウ 提案内容等

記載内容は概ね次のとおりとすること。

（ア）基本方針

（イ）企画提案内容

・本件アプリデザイン（イメージ図）

トップ画面及び試合情報一覧画面、ニュース一覧画面、特集記事画面、CMS 画面を必ず含むこと。

・本件アプリのメニュー・構成

サイトマップ等により構成を明らかにすること。

・デジタルスタンプラリー

ユーザーの試合会場での本件アプリ操作手順、運営事務局側の試合実施前に必要な作業を示すこと。

・ユーザーが継続して利用したくなる工夫（ユーザビリティ・情報の即時性・情報の集約性等）

・本件アプリの管理・更新

コンテンツの修正時における作業方法を示すこと。

・管理コスト（手間・費用）

管理コストを抑える工夫があれば示すこと。

・本件アプリ利用者増加のためのPR計画

広告媒体、出稿期間・回数、広告金額、ユーザー数・ダウンロード数増加のシミュレーションを記載したPR計画を示すこと。

・本件アプリ公開（アップデート）スケジュール及び当該各タイミングで実装される機能

・本件アプリ公開後のサイト解析・対策提案等のサポート内容

・個人情報の取扱い

・保守・運用

問い合わせ受付からの一般的な対応スケジュール等

・その他独自提案

(ウ) 契約期間全体における業務スケジュール

(エ) 業務実施体制

(オ) 自社のPRできる事項、過去の実績

(カ) その他必要と思われる事項

(2) 見積書

・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、代表者印の押印は不要。

・実施要領「4 予算額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること。

(3) 会社概要（パンフレット可）

・提案する運営体制に含まれる主要な事業者の会社概要について提出すること。

(4) 実施要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

・上記5（6）による過去3年間に同種同規模の契約を誠実に履行した実績について、契約書の写し及び業務完了報告書等の写しを添付すること。

(5) その他

ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの

イ 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び損益計算書

ウ 各納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）及び消費税及び地方消費税の納税証明書

11 審査・選定

- (1) 県は本業務に関する契約先候補者審査委員会により、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に審査する。また、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。
- (2) 契約先候補者選定にあたっては、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、第1次審査の審査結果に基づいて、第2次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は、第1次審査は実施しない。
- (3) 第2次審査の結果、総合点が最も高い者を契約先候補者とする。
- (4) 総合点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、契約先候補者を決定する。
- (5) 審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

12 審査日程

- (1) 第1次審査（書面審査）

令和6年5月30日（木）～6月4日（火）に実施する。提出された企画提案書について書面審査を実施し、第2次審査に参加できる者を選定する。審査結果は全ての参加者に通知する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は実施しない。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

令和6年6月5日（水）～6月7日（金）に実施する。オンライン開催（Zoom）で、参加者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間等については対象者に別途通知する。

13 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 契約先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者まで契約の相手方となる可能性を持つものとする。

- (3) 埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の1以上)を納めること。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出したもの

オ 「10 企画提案書等」に示す提出書類がないもの

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

15 問合せ先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課 スポーツ連携・企画担当

住 所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎3階北西側)

電 話：048-830-6959 (直通)

メール：a6940-03@pref.saitama.lg.jp